

## 審査の結果の要旨

氏名 鄭 東賢

本論文は8章からなる構成をもち、北京における建造物群保護の歴史と現状を分析している。ここには一次資料および独自の調査にもとづく分析が盛り込まれている。

第1章では、中国における遺産保護への取り組みが、遺産への「脅威」から生じており、列強から遺産の主権を確保することに始まっていることを明らかにした。1940年代には国内外の混乱の中で、遺産保護への意識が新たな局面を迎える。『戦区文物保存委員会文物目録』では、戦争の中で保護すべき建造物の目録作成を行ない、これが『全国重要建築文物簡目』につながり、さらには中国建国後の『全国重点文物保护单位』の基礎になる。そして、大躍進や文化大革命、そして唐山大地震などによる遺産への脅威は、遺産の保護を都市へと拡大するきっかけとなるのである。

第2章では、歴史都市・北京における保護体制の基本となっている、遺産保護における三つの層、即ち、文物の保護、歴史文化保護区の保護、そして歴史文化名城の保護を考察の対象とする。これらの三つの層は、歴史都市北京を保護するにおいては画期的な展開であったが、これらの三つの層は、都市計画的視点と、単体建造物保護への視点のみを確保していることに問題があった。

こうした考察の上で、具体的な分析に入る。

第3章では、胡同を形成する要素のひとつであり、旧城内の建造物の大半を占める四合院の崩壊過程を考察の対象とし、その崩壊が胡同との関係にいかなる変化をもたらしたかを検討している。

第4章は、現行保護計画上で、「道路」として扱われている胡同が、本来どのような定義のものであったかを考察の始まりとし、その中には共通した概念、すなわち集落性が発見できることを指摘した。集落とは街路を中心に建造物が構成されることであり、したがって、ここでは胡同を集落性の建造物群と定義することが出来た。次に考察の範囲を広げ、グリッド状に広がる胡同の現状か

ら、分類の可能性を試みている。その結果、東西方向と南北方向の胡同でその基本的な性質が異なっていることが明らかになる。比較的変様が激しいと考えられる南北方向の胡同への記録作業を行ない、141カ所の胡同の撮影を行い、街路空間の立面として合成する作業を行った。

第5章では、構成の典型性と変様の代表性をもつ南北方向の胡同、南羅鼓巷を考察対象とし、元大都のほぼ中心に位置していたこの胡同が、東西方向の胡同と南北方向の胡同に伺える特有の性質をいまだに保持しているものの、現在ではその現代的変様、すなわち保護の段階に入っていることを明らかにした。店舗経営者や住民へのインタビューと現状調査を行い、その結果として、実際の変様と保護における政府側の指針を明らかにした。

第6章では、北京における歴史的街区が変様する過程が考察される。清朝から中華民国への転換は、遺産においても大きな変化をもたらし、皇室の所有である庭園や別荘、そして宮殿や祭祀の場所などが一気に歴史遺産化し、新たな利用に開かれた。本章では『清朝皇室優待条件』に基づいて、多くの街区が新たに利用される過程が明らかにされた。

第7章では、北京の一つの歴史的断面である、工業都市への志向を考察の対象としている。1950年代には116の工場が建設されたが、1980年代からは工業都市への志向は排除され、北京は工業都市から歴史都市へと方向転換する。本章では、1987年の『中華人民共和国1985年工業普查資料』をもとに、北京における211の近代工場すべてへの現状調査を行っている。その結果、59.2%の近代工場はすでに再開発の対象になっていることが把握された。

第8章では、近代工場の遺産化と変様の事例を検討するため、798廠を考察対象にした。798廠の建設当時の図面を入手し、当時798廠の設計に務めた東ドイツの設計事務所などが明らかになった。798廠が遺産化された後、近代工場への政府の保護認識が形成される以前、すでに日本で遺産保護と芸術活動をつなげていた黄銳により、798廠が芸術区として転用された。この工場群が芸術区化することにより、政府による近代工場への保護意識がはじめて形成されるきっかけになったことは注目すべきことである。最後に、798廠が利用されている現状への調査が行なわれている。

以上の考察によって、北京における建造物群の保護とその変様が明らかにされた。これは建築史学研究における大きな貢献である。よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。